

令和6年 第7回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年7月10日（水）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前11時05分～午前11時30分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司
不応招委員	11番 竹下 桂輔		
出席委員数	10名		
欠席委員数	1名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第26号 非農地証明願について
日程第5	議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議題第29号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の46番から48番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第7回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第9号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号46、所在、●●、田、2, 265㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号47、所在、●●、田、2, 265㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号48、所在、●●、田、他計4筆、6, 687㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上、3件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第26号 非農地証明願について、この議案の14番から16番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをお開きください。 議案第26号 非農地証明願について。 番号14、所在、●●、田、他計2筆、109㎡。

	判定地目、宅地、利用状況、45年前に家建て、宅地として利用しており、耕作しておらず農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号15、所在、●●、田、10㎡。 判定地目、宅地、利用状況、45年前に●●家の家が建築され、●●家の宅地として利用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号16、所在、●●、田、他計2筆、1,187㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、40年前から耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 以上3件です。 去る6月27日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現況写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第26号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第5 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の2番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをお開きください。 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について。

	番号 2、所在、●●、田、4 8 4 m²。 申請人、●●、転用用途、住宅 1 棟、1 0 8 . 6 6 m²、転用事由、現在の自宅が老朽化したため、申請地に自己の居住用の住宅を建築するもの。 資金計画、自己資金、2, 1 4 3 万円、農振地除外、令和 5 年 5 月 8 日、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●組合、承諾。 以上、1 件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、9 番 近藤委員。
近藤 委員	この件について農地部会の方で現地確認させていただきました。 問題なしということで、報告させていただきます。 以上です。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 この件について顛末書が出ていますので、目を通してください。
近藤 委員	先程の申請番号 2 番ですが、農振除外はできていましたけど、農振の除外できていたので業者の方が問題ないと勘違いがあったりして、色々と造成をしたりしておりました。 その中で業者と施主から顛末書をいただきまして、工事を差し止めて今回現地確認をして今後においては十分に注意してもらおうということで、県の許可が下りるまでは工事を差し止めるということで許可ということで、農地部委員会の方で確認をしています。以上です。
河中 委員	これは農振地除外してないということですか。
近藤 委員	農振除外しているが、農振除外をして転用しないといけないので、施主の方が業者に出していましたが、農振除外ができていたら転用ができていると取り違いがあってある程度造作しているということです。
会長 川口	埋め立て工事が終わった状態になっています。これは自己資金でしているから、借入するときは許可書が必要ですが、自己資金なのでそのまま流れてしまっています。2 つ重なってしまったのでこういうことが起こった

	と思います。 農振除外する時に建築する建物の報告はできているので、申請前の状態に戻してもらおうということで20日までに申請を農業委員会に出してもらって本会議にかけたということです。
近藤 委員	施主は色々な書類を住建に出していたけど、住建の方がそういった勘違いをしていたということです。
主任 山崎	施主さんも業者さんも勘違いの部分が大きかったのだと思います。施主さんの方は、一般の方で法律にも詳しくないので農振で大丈夫だろうと思われ、業者さんの方については、本人から済んでいるとのことで進めてしまったようです。 現在、工事自体は進んでしまっているので、それを研ってやり直せというのも先程、農地部会委員さんに見ていただいてそこまではどうかなということでした。 正規の手続きを踏み許可が出るまでは、工事を止め、実際、事務局の方で、発覚してから1カ月になりますけど工事も止まっていますし、手続き書類も期限までに出されているので、今日の会議に出させていただいている状態です。 今後といたしましては、ここでご審議いただきまして、許可意見となりましたら、県農業会議に諮問をかけさせていただきまして、それが終わりましたら許可書を7月末頃作成するようになります。
河中 委員	農振地除外はいつですか。
主任 山崎	令和5年5月8日に除外できていますので1年前に終わっています。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第6 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長 角田	て、この議案の１０番から１３番のうち１２番を除いた案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案５ページをご覧ください。 議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号１０、所在、●●、田、４３４㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅１棟、１２３．３８㎡、転用事由、現在、町内のアパートに一家５人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を親族から譲り受け、住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、４，０５０万円、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 番号１１、所在、●●、田、２０７㎡。 貸人、●●、借人、●●。 転用用途、住宅１棟、４４．７１㎡、露天駐車場３０．００㎡、転用事由、現在、町外のアパートへ居住しているが、今後のことを考え、妹一家の居住地の隣地である申請地を親族から借受け、住宅を建築するもの。 資金計画、自己資金、１，０００万円、農振地除外、令和６年５月９日、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●水利組合、承諾。 番号１３、所在、●●、田、２，２６７㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、露天資材置場、２，２６７㎡、転用事由、周辺地域で、建築業務を多く取り扱っており、事業所に近く道路条件等の利便性が良く適地であるため、申請地に露天資材置場を設置するもの。 資金計画、自己資金、３００万円、農振地除外、令和５年５月８日、例外許可規定、集落に居住する者の業務上必要な施設に該当、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 以上、３件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、９番 近藤委員。
近藤 委員	申請番号１０番、１１番、１３番について、農地部会の方で現地確認させていただきました。問題なしということで、報告をさせていただきます。

会長 川口	以上です。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請については、10番から13番のうち12番を除いた案件は、承認することに決定しました。 続いて12番の案件は、田淵委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席を求めます。 (田淵委員 退席) それでは、事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案5ページをお開きください。 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号12、所在、●●、田、407㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅1棟、88.60㎡、車庫1棟、30.00㎡、転用事由、現在、町内のアパートに居住しているが、子供の成長に伴い、手狭となり、母が所有する申請地を譲り受け、住宅及び車庫を建築するもの。 資金計画、借入金、2,500万円、農振地除外、令和6年5月9日、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、9番 近藤委員。

近藤 委員	申請番号１２番について、農地部会の方で現地確認させていただきました。問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請についての１２番の案件は、承認することに決定しました。 それでは、田淵委員の議事参与の制限が解かれましたので、田淵委員の入室をお願いします。 （田淵委員 入室） 日程第７ 議案第２９号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案７ページをご覧ください。 議案第２９号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、６筆、７，０２７㎡、再設定、１２筆、９，９０３㎡、計１８筆、１６，９３０㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 （発言なし）

委員 会長 川口 委員 会長 川口	質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」 ご異議なしと認めます。 よって、議案第２９号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件は、承認することに決定しました。 日程第８ その他について、その他協議事項はありませんか。 （発言なし） 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。 「はい。」 ご異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和６年第７回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）
---	--